

伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年伊丹市条例第２９号）

（趣旨）

第１条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行について、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条 この条例で使用する用語は、法及び令において使用する用語の例による。

２ この条例において「実施機関」とは、市長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、消防長、公営企業管理者及び財産区をいう。

（開示決定等の期限）

第３条 実施機関による開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して１４日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２ 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第４条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して４４日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（手数料及び費用負担）

第５条 実施機関に対する開示請求に係る法第８９条第２項の条例で定める手数料は、無料とする。

２ 実施機関に対し開示請求をする者が、法第８７条第１項の規定による写しの交付を受けるときは、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

（伊丹市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年伊丹市条例第1号）第2条に規定する伊丹市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合
- （委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（伊丹市個人情報保護条例の廃止）

第2条 伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧条例第12条に規定する個人情報取扱事務受託者又は旧条例第11条に規定する指定管理者の行う旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第17条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（指定管理者にあっては、指定管理者の行う公の施設の管理業務に従事している者が業務上作成し、又は収集した個人情報であって、当該管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するた

めに特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 この条例の施行前にした行為及びこの付則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第5条 伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年伊丹市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号）第12条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項」に改め、同条第3項中「伊丹市個人情報保護条例第13条」を「個人情報の保護に関する法律第67条」に改める。

（伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例の一部改正）

第6条 伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例（平成27年伊丹市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊丹市条例第29号）」に改める。